

< 関連当事者の開示 > 論点別の検討の方向性

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用指針 / その他	備 考
開示の目的			
<p>関連当事者の開示目的は何か。</p>	<p>本基準は、財務諸表の注記事項として「関連当事者の開示」の開示内容を定めることを目的とする。</p> <p>関連当事者とは、ある当事者が他の当事者を支配する力を有しているか、又は他の当事者の財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響力を有している場合の両当事者を指すものである。一般的には、役員等の個人との取引を含め、このような関係に起因した取引は対等な立場で行われていると推定することはできず、関連当事者間取引や関連当事者の存在自体が企業の財政状態や経営成績に影響を及ぼすことがある。</p> <p>したがって、関連当事者の開示は、投資家が財務諸表を理解するに当たり、関連当事者間の取引や関連当事者の存在により、どの程度の影響を受けているのか把握できるように、適切な情報を提供するものでなければならない。</p> <p>なお、コーポレート・ガバナンスという側面からの情報提供という目的も考えられるが、財務諸表の注</p>	<p>会計基準</p>	<p>会計基準のコンバージェンスを念頭に、左記の案を支持する意見が多い。</p> <p>現行規則と同様、関連当事者の取引に限定して、開示目的を記述すべきという意見もあった。</p>

審議資料(5) - 5

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用 指針 / その他	備 考
	<p>記情報であることを踏まえ、財務諸表を通じた企業評価のための情報として位置付け、例えば、取締役の資質等の判断情報という側面は副次的なものと位置付けることとする。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IAS 第 24 号や米国基準と同じスタンスとなる。</li> <li>・ 現行の取引内容や取引残高等の開示に加え、関連当事者との取引に係る貸倒引当金・貸倒償却、重要な共同支配企業・関連会社の財務諸表の開示なども検討対象となりうる。</li> </ul>		
<p><b>関連当事者の範囲</b></p>	<p>現行の財規第 8 条第 16 項をベースに、追加すべき者がいないかどうか検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務諸表作成会社の親会社</li> <li>・ 財務諸表作成会社の子会社</li> <li>・ 財務諸表作成会社と同一の親会社を持つ会社等</li> <li>・ 財務諸表作成会社のその他の関係会社並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社</li> <li>・ 財務諸表作成会社の関連会社及び当該関連会社の子会社</li> </ul>	<p>会計基準</p>	<p>特に異論なし。</p> <p>個人との取引における開示は個人情報保護法との関係で問題が生じないかという意見があるが、財規等の法令で規定することにより問題は生じないと考えられる(財規等との連携が必要)。</p>

審議資料(5) - 5

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用指針 / その他	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務諸表作成会社の主要株主及び近親者（二親等内の親族）</li> <li>・ 財務諸表作成会社の役員及びその近親者</li> <li>・ 前二号に掲げる者が議決権の過半数を所有している会社等及び当該会社等の子会社</li> </ul>		
<p>関連当事者の範囲について、実質基準で判定するのか、形式基準で判定にするのか。</p>	<p>関連当事者の範囲については、実質基準で判定していく。</p>	<p>会計基準及び適用指針</p>	<p>多くの意見は、実質基準であることを明確にし、共通に運用できるように、ガイドライン（適用指針）を設ける方向がよいというものであった。</p>
<p>主要株主を、どのように定義するか。</p>	<p>現行規則と同様、「証券取引法第 163 条第 1 項に規定する主要株主」とする。 （考え方）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ FAS57 では「財務諸表作成会社の議決権の 10% 以上を保有する、株主名簿上の株主若しくは知れたる株主」としているが、この定義では現行のわが国の取扱いとは異なり、より広範囲のものを対象とすることになる。</li> </ul>	<p>会計基準</p>	<p>特に異論なし。</p> <p>「証券取引法第 163 条の主要株主の概念は、特定有価証券等の売買に関する報告書の提出、不当利益返還に関係する概念である。（インサイダー規定の主要株主は証券取引法第 166 条で別途規定）会計基準のために別の概念を作るのは大変である。」という指摘があった。</p>

審議資料(5) - 5

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用指針 / その他	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>証券取引法上は、取得又は保有態様等の事情から主要株主には該当しない者を規定しており、会計基準上で関連当事者の開示のために独自の定義を置く必要性は乏しいと考える。</li> </ul>		<p>なお、国際会計基準では関連当事者の範囲には含まれていないが、政策的配慮から対象としているという認識のため、対象とする意向はない。ただし、重要な影響を及ぼしうる持分がある当事者であれば、関連当事者の定義に該当すると考えられる。</p>
<p>役員の定義をより明確にできないか。</p>	<p>会計基準上では、「取締役、執行役、監査役またはこれらに準ずる者」とする。そして、適用指針の中で「これらに準ずる者」について、現行の「例えば相談役、顧問その他これに類する者でその会社内における地位、職務等からみて取締役、監査役と同様に実質的に会社の経営に従事していると認められる者」という現行の取扱いをベースにしつつ、執行役員など追加記載が必要なものがないか。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現行規則及び会計士協会のガイドラインよりも明確に対象者を規定することが難しい。</li> <li>IAS 等と比較して、日本基準の方が狭いという状況にはないと考えられる。</li> </ul>	<p>適用指針</p>	<p>「これらに準ずる者」に、監査役設置会社における「執行役員」を含めることについて、特に異論なし。</p>

審議資料(5) - 5

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用指針 / その他	備 考
<p>役員等を辞めてからも影響力のある者も対象とすべきか。</p>	<p>(案1) 対象とする 創業者等、役員を辞めてからも、会社に強い影響力を持つケースがあるので、役員を辞めてから一定期間(例えば5年間)は役員の範囲に含めるべきである。</p> <p>(案2) 対象としない 役員の範囲に、役員を辞めてから一定期間(例えば5年間)という取扱いを設けることは、第三者間取引となったものまで開示対象とすることになりかねず、形式基準としては適切ではない。</p> <p>なお、財務諸表利用者の開示ニーズも勘案し、どのようなケースがあるのか、具体的な内容を確認し、開示目的に照らして、例示できるか検討することとする。</p>	<p>適用指針</p>	<p>「役員に準ずる者」に「強い影響力を持つもの」という定性情報を入れればよいという意見や、「その他の関連当事者」というバスケット条項を復活させて対応するという意見が出された。</p> <p>(案1) 一定期間は一律に対象とすべきである)や、(案2)(対象としない)をそのまま支持する意見はなかった。</p> <p>インサイダー規制では役員を辞めてから1年間は役員の範囲に入ると指摘もあった。</p> <p>(現在の修正案) 役員を辞めてからも経営に強い影響力を持つ者(例えば、創業者)については、「役員に準ずる者」として実質的に判断していく。</p>
<p>親会社の役員を関連当事者の範囲に新たに含めるべきか。</p>	<p>わが国においては子会社上場が多数存在することや、IAS第24号で対象としていることを勘案して、関連当事者の対象とする。</p>	<p>会計基準</p>	<p>特に異論なし。</p>
<p>子会社の役員も関連当事</p>	<p>(当初の事務局案)</p>	<p>会計基準</p>	<p>・ 一律に子会社の役員とすると、孫会社、ひ孫</p>

審議資料(5) - 5

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用 指針 / その他	備 考
<p>者の範囲に新たに含めるべきか。</p>	<p>連結ベースでの投資判断情報の提供も前提にする と、財務諸表作成会社の役員だけでなく、子会社の役員も関連当事者とするかどうか。例えば、純粹持ち株会社においては、実質的に事業活動を行っている会社は子会社であり、子会社の経営に従事している役員も含めないと、適切な情報開示とならないと考える。</p>		<p>会社の役員も含まれて非常に多数に上るために把握が難しいので、例えば、持株会社直下の事業会社など、子会社の範囲を限定すべきであるという意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その一方、企業グループでは様々な形態があるので、一律に孫会社を除くべきではないという意見があった。</li> </ul> <p>(現在の修正案)</p> <p>関連当事者の開示目的を踏まえ、企業グループの形態には様々あることから、「重要な子会社」の役員を対象とすることでどうか(なお、取引に係る重要性の判断規準の見直し(100万円 × ×円)とセットで検討)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「重要な子会社」のメルクマールを現行の商法施行規則 103 条による営業報告書に記載するレベルと考えるという意見もあるが、施行規則の改正もあり、今後、具体的に検討する。</li> <li>・ 子会社の役員の中には、親会社において従業</li> </ul>

審議資料(5) - 5

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用指針 / その他	備 考
			員であるケースもある。子会社役員が「親会社の従業員の立場で行っていることが明らかなもの」については、関連当事者の取引に該当しないこととする。
主要株主及び役員の親族の範囲は、二親等内かどうか。	<p>(案1) 現状の財務諸表等規則と同じ形(近親者 = 二親等内の親族)とする。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IAS は抽象的な表現であり、範囲の特定が難しい。</li> <li>・ IAS は、解釈によっては、親、兄弟、孫が開示の対象からは外れる可能性があるが、日本では、影響がゼロのケースばかりではない。</li> <li>・ 現行の開示よりも後退することは好ましくない。</li> </ul> <p>(案2) IAS 第 24 号が規定している形に合わせ、パートナーと子供、扶養家族以外は個々の企業の判断に任せる。</p> <p>(理由)</p>	会計基準	<p>現行の取扱いである(案1)を変更すべきであるという意見なし。</p> <p>なお、3月のIASBとの第一回コンバージェンス会合では、日本の取扱いの方が広い可能性があるという示唆があった。</p>

審議資料(5) - 5

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用 指針 / その他	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連当事者の範囲のコンバージェンスを図る。</li> <li>・ 関連当事者開示の目的に照らして、主要株主や役員とは完全に独立生計しているものは対象とすべきではない。</li> </ul> <p>(案3) 会計基準上は近親者とのみ規定し、特にその範囲は明示しない。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行のルールと開示実務を前提とし、会計基準上は特に明示しない。</li> </ul>		
<p>その他の関係会社の子会社、主要株主の子会社の扱いをどうするか。</p>	<p>現行規則と同様の取扱いとする。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ それぞれ、その他の関係会社、主要株主が支配しているため、その他の関係会社、主要株主の意向を受けて財務諸表作成会社(グループ)と取引を行うことは容易であり、この属性を除外すると、その他の関係会社、主要株主の取引として開示すべき取引を、開示しない取引とすることが容易になる。</li> </ul>	<p>会計基準</p>	<p>特に異論なし。</p> <p>ただし、対象会社を把握することが難しい場合があるという意見もある。具体的には、「株式を保有している者は、連結財務諸表作成のための判定も必要なため、ダウンストリームで、関連当事者かどうかの把握はできると思う。しかし、その他の関係会社に株式を保有されている会社からみれば、連結上のニーズがないため、</p>



審議資料(5) - 5

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用指針 / その他	備 考
			<p>当該会社がその他の関係会社の子会社かどうかのデータの収集は難しい。現状、取引金額の重要性規準で取引先を抽出して、その上で、当該取引先が、その他の関係会社の子会社、主要株主の子会社に該当しないかどうか確認している。</p>
<p>共同支配投資企業を関連当事者として明示するか。</p>	<p>企業結合会計基準の定義を踏まえて、関連当事者として明記する。 (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業結合会計基準で、新たに「共同支配企業(複数の独立した企業が契約等に基づき、ある企業を共同で支配すること)」という定義を設けたことを踏まえる。</li> <li>・IAS 第 24 号の規定と基本的には平仄が合う。</li> </ul>	<p>会計基準</p>	<p>特に異論なし。</p> <p>(派生論点)</p> <p>IAS は、複数の当事者が共同支配によりある経済活動を実行する契約上の取決めをジョイント・ベンチャーと定義しているの、建設業等のいわゆる「ジョイント・ベンチャー」についても関連当事者に含めるべきか検討する。</p>
<p>退職給付制度 (IAS) 又は信託財産 (FAS) を関連当事者に含めるべきか。</p>	<p>IAS だけでなく、米国でも同様の規定があることから、どのようなケースを想定しているのか、第二回コンバージェンス会合で IASB に確認した上で、検討することとする。</p>	<p>会計基準</p>	<p>関連当事者としている理由について、IASB に照会中。</p>

審議資料(5) - 5

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用指針 / その他	備 考
<p>現行規則で関連当事者に該当しないSPEも、関連当事者に含める必要があるか。</p>	<p>財務諸表規則8条7項の適格SPEの定義に該当した場合、子会社ではないと判定されて連結対象のみでなく、関連当事者からも除外されることになっている。</p> <p>その一方、資金提供など中間法人等を利用して議決権を保持せずにSPEに投資し、リスクを負う場合もある。</p> <p>SPEの取扱いについては、ASBJ内のSPC等プロジェクトでの検討状況などを踏まえて、検討する。</p>	<p>会計基準又は適用指針</p>	<p>ASBJのSPCプロジェクトの検討を踏まえて検討する。</p> <p>なお、現行の取扱いについては整理する。</p> <p>現行規則上、SPEに関する特別な取扱いはなく、関連会社等に該当する場合は、関連当事者となる。</p>
<p>「その他の関連当事者」という属性を設ける必要があるか。</p>	<p>(案1) 設ける必要はない。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子会社及び関連会社の判定に支配力基準及び影響力基準を導入したため。</li> </ul> <p>(案2) バスケット条項を設ける必要がある。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に、関連当事者を具体的に列挙して定義する方法を取っているため、列挙した者以外に、関連当事者の開示の目的に照らして開示すべき対象がある、または、発生する可能性がある</li> </ul>	<p>会計基準 / 適用指針</p>	<p>役員を辞めてからも経営に強い影響力を持つ者を関連当事者に含めるため、「その他の関連当事者」を復活させてはどうかという意見があったが、「役員に準ずる者」の実質的な判断規準により包含できるため、バスケット条項は復活させない方向で検討。</p> <p>* 関連当事者の開示が導入されたときには、「その他の関連当事者」という概念があったが、</p>

審議資料(5) - 5

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用指針 / その他	備 考
	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IAS、FAS とともに、一方が他方に重要な影響 (significant influence) を及ぼしうる者 (経営又は事業活動の方針に重大な影響を及ぼしうる者など) という規定がある。</li> </ul>		<p>平成 11 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から、支配力基準及び影響力基準により、子会社及び関連会社を判定することとされたことに伴い、いわゆる「その他の関連当事者」に関する規定が削除された。</p> <p>&lt; 検討のポイント &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バスケット条項がないと開示上、大きな問題が生じるか。</li> <li>・ 具体的に、どのような場合を想定できるか。</li> </ul>
<p><b>開示すべき取引の範囲</b></p>			
<p>財務諸表作成会社とその関連当事者の取引に限定されているが、連結会社と関連当事者との取引まで開示対象を拡大すべきか</p>	<p>(案 1) 連結会社と関連当事者との取引まで開示対象を拡大する。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IAS 第 24 号や米国基準と同じスタンスとなる。</li> <li>・ 持株会社を設立した場合、持株会社が財務諸表作成会社、事業会社の子会社となることにより、それまで開示されていた事業会社とその関連当事者との取引が開示されなくなるという問題が</li> </ul>	<p>会計基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (案 1) で意見一致。</li> <li>・ システム対応を図るため、一定の準備期間が必要であるという意見あり。</li> </ul>

審議資料(5) - 5

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用 指針 / その他	備 考
	<p>生じていることへの対応上も有効と考えられる。</p> <p>(案2) 現行規則同様、財務諸表作成会社とその関連当事者との取引のみを開示する。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開示の拡大をすると実務負荷が増大する。</li> <li>・ 持株会社以外では、拡大することによる情報の有用性がさほど増大するとは考えられない。</li> </ul>		
<p>連結会社が関わらない関連当事者同士の取引についても開示する必要があるか。</p>	<p>(案1) 現行規則同様、開示対象外とする。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業集団に与える影響が軽微なものが多いと考えられ、連結財務諸表に対する影響がなければ、開示する意味はあまりないものと考えられる。連結グループ会社と関連当事者との取引の開示があれば情報として十分である。</li> <li>・ 連結会社が関わらない取引であるため、正確なデータの入手が困難である。</li> <li>・ 意見陳述、ヒアリングにおいても開示不要とする</li> </ul>	<p>- (又は、会計基準の「結論の背景」)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (案1) で概ね一致。</li> <li>・ (案2) については、関連会社 - 関連会社 連結会社という形で取引に連続性があり、かつ取引依存度の高い場合には開示の必要性があるという意見がある一方、重要性の判断が難しいとの意見があった。</li> </ul> <p>「関連当事者間の取引として、連結会社の関わらない関連当事者間の取引の開示も必要である。」</p>

審議資料(5) - 5

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用指針 / その他	備 考
	<p>意見が多い。</p> <p>(案2) 連結財務諸表に与える影響が明らかに重要な場合にのみ開示対象とする。</p> <p>(理由) ・企業再編により共同支配企業や関連会社として切り出された場合、従来開示されていた取引が開示されなくなる可能性があるため、これらの共同支配企業や関連会社と関連当事者の取引で明らかに連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは開示する必要があると考えられる。</p>		<p>という案を支持する意見はなかった。</p> <p>* IASB は、開示対象外とすることを明確にするため、公開草案を出す方向で検討している。</p>
<p>連結財務諸表上の開示において、連結上消去される取引も開示が必要か</p>	<p>現行規則同様、連結上消去される取引は開示対象外とする。</p> <p>(理由) ・連結財務諸表に影響を与える取引を開示させることを目的としているため、消去された取引は開示する意味はない。 ・国際的な基準と同様の取扱いである。</p>	<p>会計基準</p>	<p>・概ね意見一致。</p> <p>「連結上相殺消去される取引であっても、開示を行う。」という案を支持する意見はなかった。 (上記の案の理由) ・企業集団内の資金の流れをはじめ、各種取引の流れの全体像を把握できることは、経営者と同</p>

審議資料(5) - 5

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用 指針 / その他	備 考
			じ視点で当該企業集団の状況を把握することを可能にする。
<p>会社の財務諸表が個別・連結ともに入手できる場合の個別財務諸表における開示は必要か</p>	<p>(案1) 現行規則同様、連結財務諸表において開示される場合は、個別財務諸表における開示は必要ない。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連結財務諸表の注記として開示されていれば、情報として十分であり、個別財務諸表における開示の情報の有用性はあまりないものと考えられる。</li> </ul> <p>(案2) 連結上相殺消去されている取引も開示を行うべきであると考えられる場合、連結財務諸表において開示されている場合においても、個別財務諸表上の注記は必要である。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・連結上相殺消去されている取引は、企業集団内の資金の流れをはじめ、各種取引の流れの全体像を把握できることは、経営者と同じ視点で当該企業集団の状況を把握することを可能にするため、個別財務諸表上の注記として開示は必要である。</li> </ul>	<p>会計基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(案1) が多数意見。</li> </ul> <p>なお、わが国においては、(企業結合法制が整備されていないこととの関係で、)親子間取引の開示が必要かどうかは検討すべきであるという意見もあった。</p>

審議資料(5) - 5

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用指針 / その他	備 考
<p>(派生論点)                      現行規則上、「一般取引と同様であることが明白な取引」と「役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払」は開示不要としているが、取引ベースでの対応でよいか。また、例示を増やすべきか。</p>	<p>(案1)                      現行規則と同様、「取引」をベースにして開示対象外を規定する。例示も現行規則と同じでよい。                      (理由)                      ・一般条件と同様の条件の取引であれば、関連当事者との取引であるがゆえの財務諸表へ与える影響はないため、開示は必要ないものと考えられる。                      ・IASのように、取引先によって、開示対象外を定めることも考えられるが、例えば、関連当事者の定義に該当する金融機関がある場合、預金取引以外の取引がある場合は、開示除外とすることは妥当ではないと考えられるので、相手先で除外すべきではない。                      ・現行の例示である、一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りで十分である。</p> <p>(案1')                      現行規則同様、「取引」をベースにして開示対象外を規定するが、例示を増やし、開示対象外の取引をよ</p>	<p>会計基準又は適用指針</p>	<p>「取引」をベースとした(案1)に反対する意見なし。                      &lt;現在の修正案&gt;                      開示対象外の取引として、現行の「一般競争入札」をより明確化するため、「オークションや競売等による取引のように他の第三者と競争関係にあることが明白な取引」とする。</p> <p>&lt;検討のポイント&gt;                      ・例示として追加すべき項目があるか。</p> <p>なお、ヒアリングの結果、役員が会社から社宅として家賃補助などを受けている場合、開示する取引金額は 家賃全額、 会社が補助している金額、 役員が会社に支払っている金額など、さまざまな金額が開示されているので、開示の統一も必要であると考えられる。</p>



審議資料(5) - 5

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用指針 / その他	備 考
	<p>り明確にする。その一方で、開示対象外にはならない例示も加える。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例えば、「役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い」は、開示対象外としているが、役員に対する報酬の範囲を明確にする必要があると考えられる。</li> </ul>		
<p>形式的・名目的に第三者を経由した取引は、どのように扱うべきか</p>	<p>現行の取扱いと同様、実質上の相手先が明確であり、実質上の相手当事者が関連当事者に該当する場合には、関連当事者取引とする。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連当事者開示のしり抜けを防止する必要がある。</li> <li>・ その一方で、例えば、商社経由などの第三者経由取引をすべて開示対象取引とすることは、通常の第三者間取引として行った取引まで開示対象とすることになるので、「形式的・名目的な場合」に限定すべきである。</li> </ul>	<p>会計基準</p>	<p>特に異論なし。</p> <p>「形式的・名目的」であるかどうかを問わず、第三者経由取引すべてを開示対象とすべきであるという案(案2)を支持する意見はなかった。</p>



審議資料(5) - 5

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用指針 / その他	備 考
開示項目			
不良債権等について(貸倒引当金等)	<p>(案1) 開示を求める (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連当事者取引による不良債権にかかる情報は、投資情報として有用である。</li> <li>・ 国際会計基準でも開示が求められている。</li> <li>・</li> </ul> <p>(案2) 開示を求めない (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 純粋な会計処理の問題であり、関連当事者の開示対象としてはなじまない。また信用不安を発生させる可能性があり適当ではない。</li> </ul>	基準 / 適用指針	<p>現行でも開示事例が散見され、会計基準で開示を求めていくか検討中。</p> <p>(案1)を支持する意見が多いが、以下の意見もあり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既に支援等が明確になっている場合に加え、自社独自の判断で保守的に引当処理を行う場合もあるので、不良債権処理をすべて開示することによって保守的な会計処理が阻害されるリスクが高くなることが懸念されるので、開示対象とすべきものは支援等を明確にしているものに限定すべきである。また、関連会社の場合で、債務超過のような場合には関係会社等の状況を注記で求められているので、そこで担保されるのではないが。</li> <li>・ 子会社の業績が悪い場合、連結財務諸表に反映されているが、状況が著しく悪化しつつある場合には追加的負担の可能性もあるため、</li> </ul>

審議資料(5) - 5

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用指針 / その他	備 考
			<p>子会社のゴーイング・コンサーンという観点から救済があり得るとする場合、子会社に関する開示が一切ないことが適切かどうか議論する必要があるという意見もある。その際、連結会社間の取引で、連結上は相殺消去されるが、敢えて開示を求めるのかなども検討する必要がある。また、ゴーイング・コンサーンに問題がある時のみ開示をするのかなども検討する必要がある。</p> <p>* 関連当事者の開示を、現行規則のように個々の関連当事者で開示するのか、属性によってグルーピングして開示するかにもよる。</p>
<p>無償取得、寄付について、開示を求めるのか。</p>	<p>現行の実務上の取扱いと同様、第三者間取引であったと仮定した場合の金額を見積もった上で重要性の判断規準を適用して、開示する。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連当事者との無償取引(無償取得、寄付など)に関する情報は投資判断情報として重要な場合があ</li> </ul>	<p>基準 / 適用指針</p>	<p>特に異論なし。</p>

審議資料(5) - 5

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用指針 / その他	備 考
<p>関連当事者の存在に関する開示について</p> <p>(親会社情報)</p>	<p>る</p> <p>親会社の名称を開示する。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国会計基準や国際会計基準で求めている。なお、親会社の財務情報の把握を目的としているものと思われる。</li> <li>・ わが国でも親会社情報については、現行規則(開示府令)で詳細な開示を求めているので、新規の開示項目ではない。</li> </ul>	<p>会計基準</p>	<p>親会社の名称を開示することについては、特に異論なし。</p> <p>ただし、既に開示府令では、親会社が非公開会社の場合にも財務情報の開示を求めているので、社名のみとしても重複開示をどのように考えるのか整理する必要があるという意見があった。</p>
<p>(重要な共同支配企業や関連会社情報)</p>	<p>(案1)財務情報を開示する</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重要な共同支配企業や関連会社については、当該関連当事者の業績が悪化した場合には、そのグループに多大な影響を与えかねないことから、透明性を確保するためにも財務諸表の開示が必要である。</li> <li>・ 共同支配企業に移転した資産・負債は、当該共同支配投資企業の連結財務諸表には表示されない。</li> <li>・ 米国では、共同支配企業や関連会社について要約</li> </ul>	<p>会計基準及び適用指針</p>	<p>「重要な共同支配企業」については開示する方向で意見がほぼ一致しているが、「重要な関連会社」については開示を求めるべきか意見が分かれている。</p> <p>なお、原則開示とした上で、重要性の判断規準に基づき、ある一定程度までは開示を省略できるとするような取扱いも考えられるという意見もある。</p>

審議資料(5) - 5

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用 指針 / その他	備 考
	<p>財務情報の開示が求められている。国際会計基準でも、資産・負債・収益・費用の開示が求められている。</p> <p>(案2)開示しない (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共同支配企業や関連会社の要約財務諸表の開示は、作成者側の作業を煩雑にさせる可能性がある。</li> <li>・ 連結財務諸表上は一行連結という形ではあるが、「持分法」又は「持分法に準ずる方法」で開示されており、「持分法」の性格を考慮すると、現行のディスクロージャーの枠組みのもとでは、これらの情報の追加開示を求めることは必ずしも適切ではない。</li> </ul>		<p>(派生論点：定義について)</p> <p>「重要な共同支配企業(及び重要な関連会社)」とは、当該連結グループの経営成績や財政状態に重要な影響を及ぼす場合をいうことかどうか。</p> <p>また、財務情報としては、連結貸借対照表及び連結損益計算書、又は、流動資産、固定資産、流動負債、固定負債、収益及び費用の合計額を指すことかどうか。</p>
取引条件の開示	<p>(案1)現行通りの開示とする (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般的な取引条件の場合は取引条件の開示を省略</li> </ul>	会計基準	<p>(案1)で概ね一致。</p> <p>一般的な取引条件の場合も開示は省略しない</p>

審議資料(5) - 5

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用指針 / その他	備 考
	<p>できるとした場合、作成者の判断により特異な条件の場合でも、一般的な取引に当たるとして省略される可能性がある。一般的な取引の条件を示すことで、不適切な取引条件での取引の牽制が働くと考えられる。</p> <p>(案2)一般的な取引以外の場合に取引条件を開示する。 (理由) ・一般的な取引条件について、毎期毎に記載する意義は乏しいと考えられる。</p>		<p>方向であるが、監査上、「一般取引と同様」という記載に関しては、「何を持って一般的取引と同様としているのか」根拠を明確にする必要があるという指摘がある。</p> <p>* JICPA では、国際監査基準に対応して昨年末に公開草案を公表。</p> <p>* IASB も、取引条件が変更になった場合には、コンバージェンスを図る観点から、開示する方向で検討中である。</p>
開示項目の簡素化	<p>(案1)現状規則と同様の開示を求める (理由) ・企業情報を帝国データバンク等で検索する際に、市町村レベルまで住所が記載されていることで利便性が高まる。また資本金の情報についても、会社規模を把握するために必要である。</p> <p>(案2)現行規則をベースとするが、有用性の乏しいものや開示することが望ましくないものについ</p>		<p>・ 欧米と比較して、わが国の規定は形式にこだわりすぎているという点は否めず、柔軟な対応ができるようにすべきであるという意見がある一方で、わが国のルール策定の背景等を踏まえると現行規則と同様の開示が行うべきであるという意見がある。</p> <p>&lt; 検討のポイント &gt;</p> <p>・ 具体的にどのような項目が、簡素化・省略の候</p>

審議資料(5) - 5

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用指針 / その他	備 考
	<p>ては開示を求めない (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関連当事者の開示目的を踏まえつつ、作成上の負担や個人情報保護法の観点から、開示項目は必要最低限にすべきである。</li> </ul>		<p>補として挙げられるか。</p>
<p>役員報酬について</p>	<p>役員報酬は、会計基準の中で開示規定を設ける必要はない。 (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員報酬の開示については、その必要性が国内外で認識されているが、会計情報として位置付けるかどうかについては米国基準と国際会計基準で対応が異なっている。</li> <li>・わが国においては、開示府令で、継続開示会社に対して、コーポレートガバナンスに関する情報の中で開示が行われている。</li> </ul>	<p>-</p>	<p>* IASB とのこれまでのやり取りの中で、役員報酬については、他に開示されている場合には関連当事者開示で求める必要性はないという感触を得ている。</p> <p>* (追加論点：役員報酬の範囲)</p> <p>会社法 361 条等による役員報酬等とし、これに該当しないものは開示対象とすることでどうか。具体的には、これに含まれないフリンジ・ベネフィット(但し、事業関連性のあるものは除く)は、開示することでどうか。(資料 3 参照)</p> <p>特に異論なし。</p>

審議資料(5) - 5

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用指針 / その他	備 考
重要性の判断規準			
重要性の判断規準は必要か	<p>(案1) 具体的な数値規準は、会計基準においては設ける必要はないが、適用指針の中でガイドラインを設けることは必要である。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開示の公平性の観点からは数値規準があったほうが良い。</li> <li>・ 実務上も数値規準があったほうがやりやすい。</li> <li>・ 米国では、会計基準上は、「重要なもの」を開示するとしており、数値基準はないが、SEC 規則 S-K (非財務情報) では、例えば取引金額 6 万ドル以上を開示するような規準がある。</li> <li>・ * IAS では、重要性の判断規準として数値規準は示されていないが、IASB との第 2 回会合において、IASB サイドのスタンスは基準としては不要とのことである。</li> </ul>	適用指針	<p>(案1) で概ね意見一致</p> <p>* IASB との第二回会合に基づくと、IASB は関連当事者開示に関する特別な数値基準を設ける意向はない。</p> <p>&lt;採用しなかった案&gt;</p> <p>(案1')</p> <p>具体的な数値規準を会計基準の中で定める。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行実務上、数値規準は浸透しており、必要なものと考えられることから、会計基準において定める。</li> </ul> <p>(案2)</p> <p>会計基準及び適用指針において具体的な数値規準を設ける必要はない。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一律に形式的な規準を適用することは適当</li> </ul>

審議資料(5) - 5

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用指針 / その他	備 考
			<p>ではなく、会社の規模次第であり、量的、質的要素の両方の視点で重要性を判断し、質的に見て有用か決定すればよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IAS、米国の会計基準では数値規準を設けていない。</li> </ul>
<p>関連当事者が個人の場合、取引金額が百万円以上のものを記載することとなっているが、重要性の数値規準を緩和すべきか。</p>	<p>(案1) 現行の取扱いどおりとする (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特に、公開会社ということを前提にすると、会社と創業者、オーナー、役員(一族、一族の持株会社を含む)などの個人との取引は好ましいものでない場合が多いので、牽制の観点からは、決して不当な水準ではなく、妥当な水準である。</li> </ul> <p>(案2) 重要性の金額規準を緩和する (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役員個人等との1百万円を超える取引を開示する意味は会社の事業内容を把握するという点からはあまりないように思われる。</li> <li>・ 個人との取引のうち、例えば上場会社の社長が他</li> </ul>	<p>適用指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (案2) が多数意見。</li> </ul> <p>なお、個人取引は商人との取引ではないものは全部開示する意味もあるとの意見あり。</p> <p>&lt;具体的なイメージ&gt;</p> <p>米国SECの開示基準を参考にして、100万円を、例えば、(500)万円程度に緩和することが考えられるかどうか。</p>



審議資料(5) - 5

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用指針 / その他	備 考
	<p>の上場会社の社外監査役を勤める場合は開示が必要ないとも考えられ、上場会社同士の取引の場合など、金額の基準を緩めてもよい場合があると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人の規準はあまりに小さいので、税金等調整前当期純損益の5%以上等に見直していいのではないかと考えられる。</li> <li>・ 米国においては、財務諸表外で6万ドル以上という重要性のないものまでも開示させているが、ガバナンスやコンプライアンスという面で開示させているのであり、会計基準の意図と異なるのではないかと考えられたため、財務諸表の注記の重要性としては緩和することも考えられるのではないかと。</li> </ul>		<p>(追加論点：取締役や監査役等が第三者のためにする取引の重要性の判断規準)</p> <p>連結子会社と関連当事者との取引も対象とすることや主要な子会社の役員等も関連当事者とすることを検討していることとの関係で、作成者の事務負担が非常に増加することとなるため、第三者が法人の場合においては、法人関連当事者との取引の重要性の規準を適用することことが考えられるかどうか。(資料4参照)</p> <p>おおむね意見が一致</p>
<p>関連当事者が法人の場合、重要性の数値規準について緩和すべきか。</p>	<p>(案1) 現行の取扱いどおりとする。 (理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 混乱を避けるという意味では現行規則と同様でよい。</li> </ul> <p>(案2) 重要性の判断規準の簡略化等、見直しを検討</p>	<p>適用指針</p>	<p>(案2) が多数意見。</p> <p>&lt;具体的なイメージ&gt;</p> <p>個人の場合とのバランスや企業規模などを考慮して、例えば、(500)万円以上か、税引前利益</p>

審議資料(5) - 5

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

論 点	検討の方向性	会計基準 / 適用 指針 / その他	備 考
	<p>する。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営業外損益(科目毎に総額の10%)、特別損益(百万円以上)かつこれらの取引合計が税引前利益の10%以上という基準は煩雑であり、簡略化してよいのではないか。その場合、営業外損益や特別損益については、例えば、税前利益の10%かつ純資産の3%といった基準でもよいのではないか。</li> <li>・ IAS では営業外利益や特別損益の概念が日本基準と異なるのであれば、日本基準のみが営業外損益や特別損益の詳細規準を設ける必要はないのではないか。</li> </ul>		<p>の(10)%のいずれか大きい方というような形に緩和することが考えられるかどうか。また、営業外損益項目と特別損益項目について、同一の規準にすることも考えられるかどうか。</p>